

特定商取引法・預託法等の改正について

令和 3 年 6 月 7 日
消費者庁

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法・預託法等の改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図る。

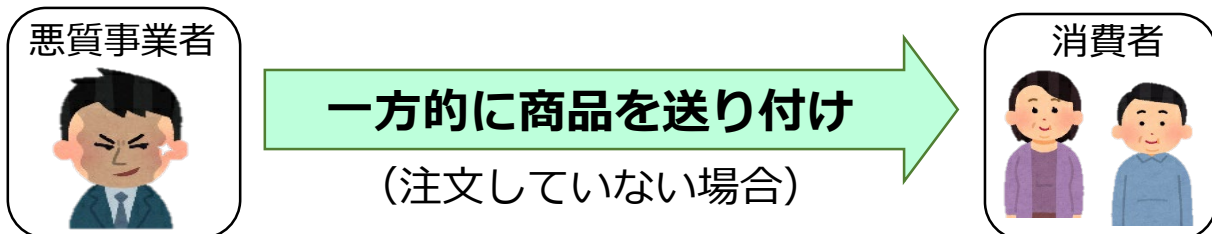
特定商取引法の主な改正内容

1 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

- 定期購入でないことと誤認させる表示等に対する直罰化
- 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設
- 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止
- 上記の誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加

2 送り付け商法対策

- 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（現行では消費者が14日間保管後処分等が可能→改正後は直ちに処分等が可能に）



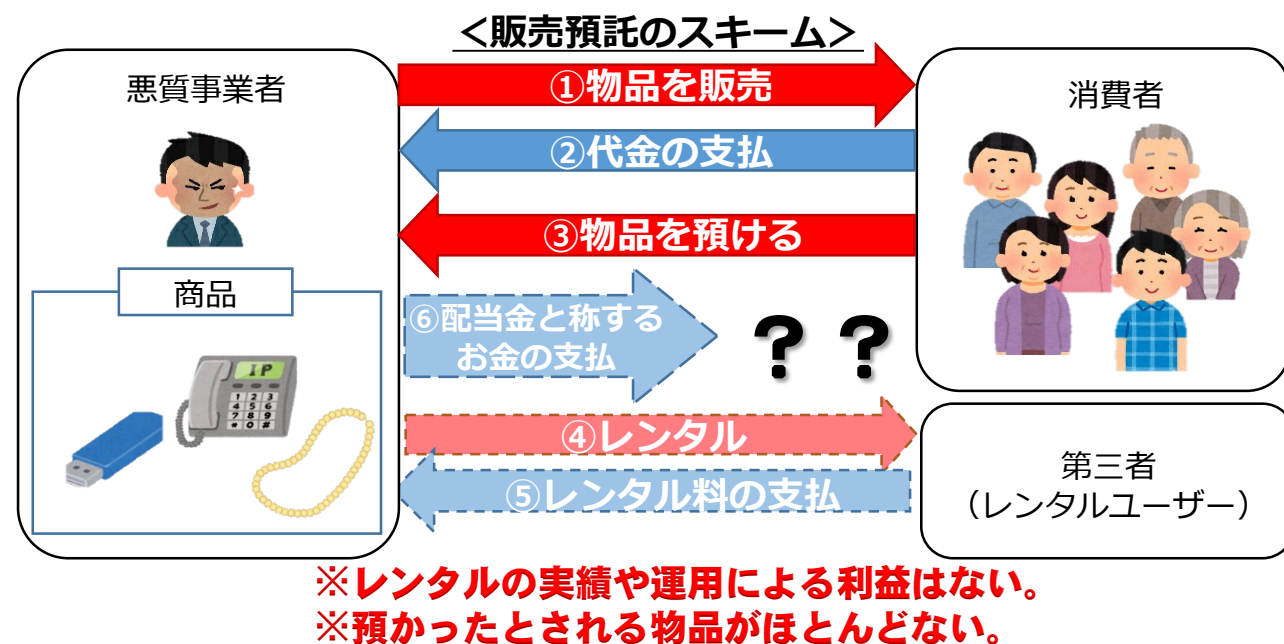
3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設（預託法も同様）
- 行政処分の強化等

預託法の主な改正内容

1 販売預託の原則禁止

- 販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定
- 原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度の創設
- ※ 預託等取引契約：3か月以上の期間にわたり物品の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約するもの
- ※ 例外的に認める場合には、厳格な手続の下、消費者庁が個別に確認



2 預託法の対象範囲の拡大

- 現行の預託法の対象の限定列挙の廃止→全ての物品等を対象に

3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 行政処分の強化等

消費者裁判手続特例法の改正内容

被害回復裁判に資するため、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供を可能に

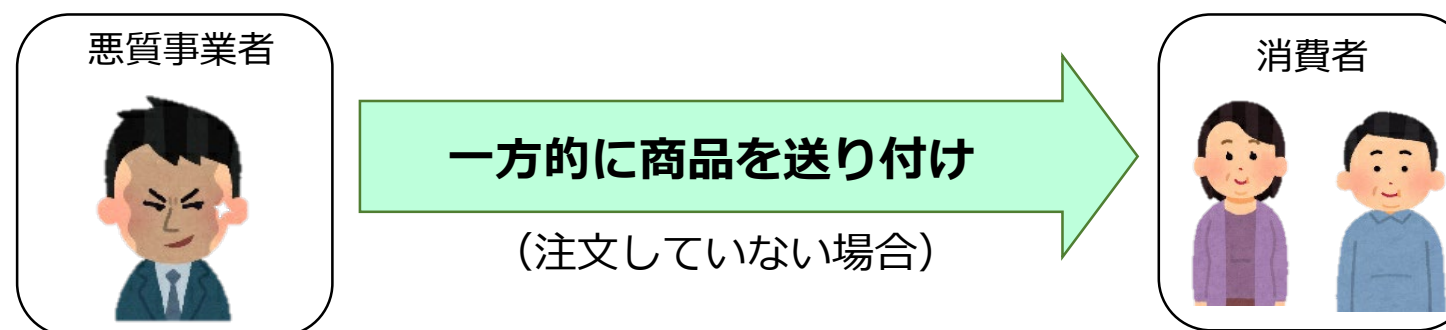
特定商取引法の主な改正内容

1 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

- 定期購入でないと思認させる表示等に対する直罰化 (第12条の6)
- 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設 (第15条の4)
- 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止 (第13条の2)
- 上記の誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加 (第58条の19)

2 送り付け商法対策

- 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等 (現行では消費者が14日間保管後処分等が可能→改正後は直ちに処分等が可能に) (第59条など)



3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法 (電子メールの送付等) で行うことを可能に (第9条など)
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法 (電子メールの送付等) で行うことを可能に (第4条など)
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設 (第69条の3)
- 行政処分の強化等 (第8条の2、第66条など)

預託法の主な改正内容

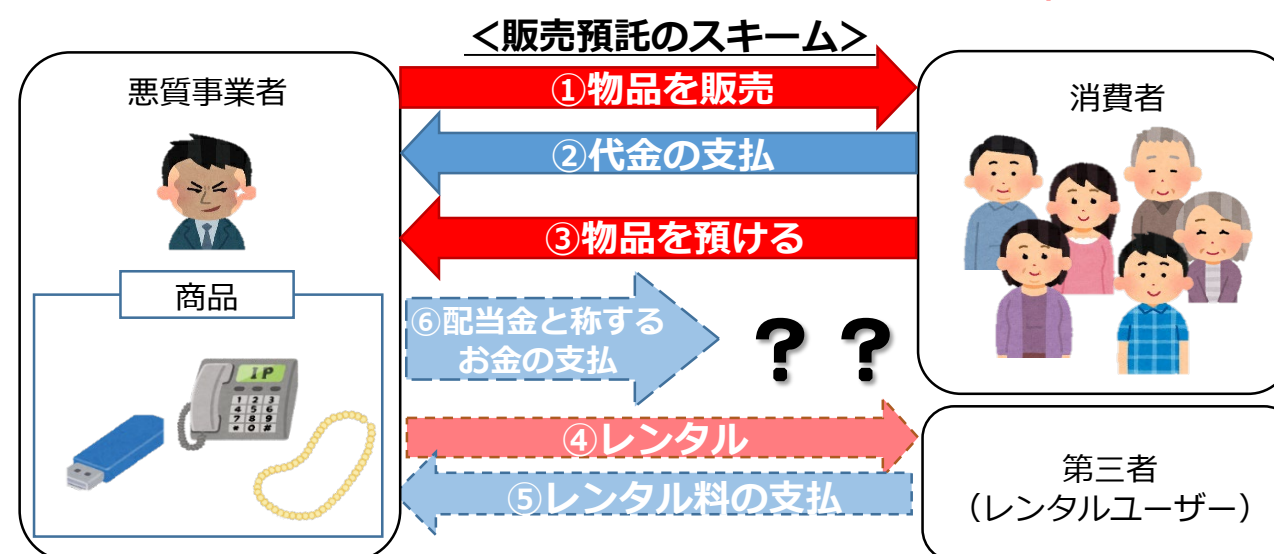
1 販売預託の原則禁止

- 販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定 (第9条、第14条など)
- 原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度の創設 (第14条など)

※ 預託等取引契約：3か月以上の期間にわたり物品の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約するもの
※ 例外的に認める場合には、厳格な手続の下、消費者庁が個別に確認 (第10条から第13条、第15条から第16条など)

2 預託法の対象範囲の拡大

- 現行の預託法の対象の限定列挙の廃止
→全ての物品等を対象に (第2条)



※ レンタルの実績や運用による利益はない。
※ 預かったとされる物品がほとんどない。

3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

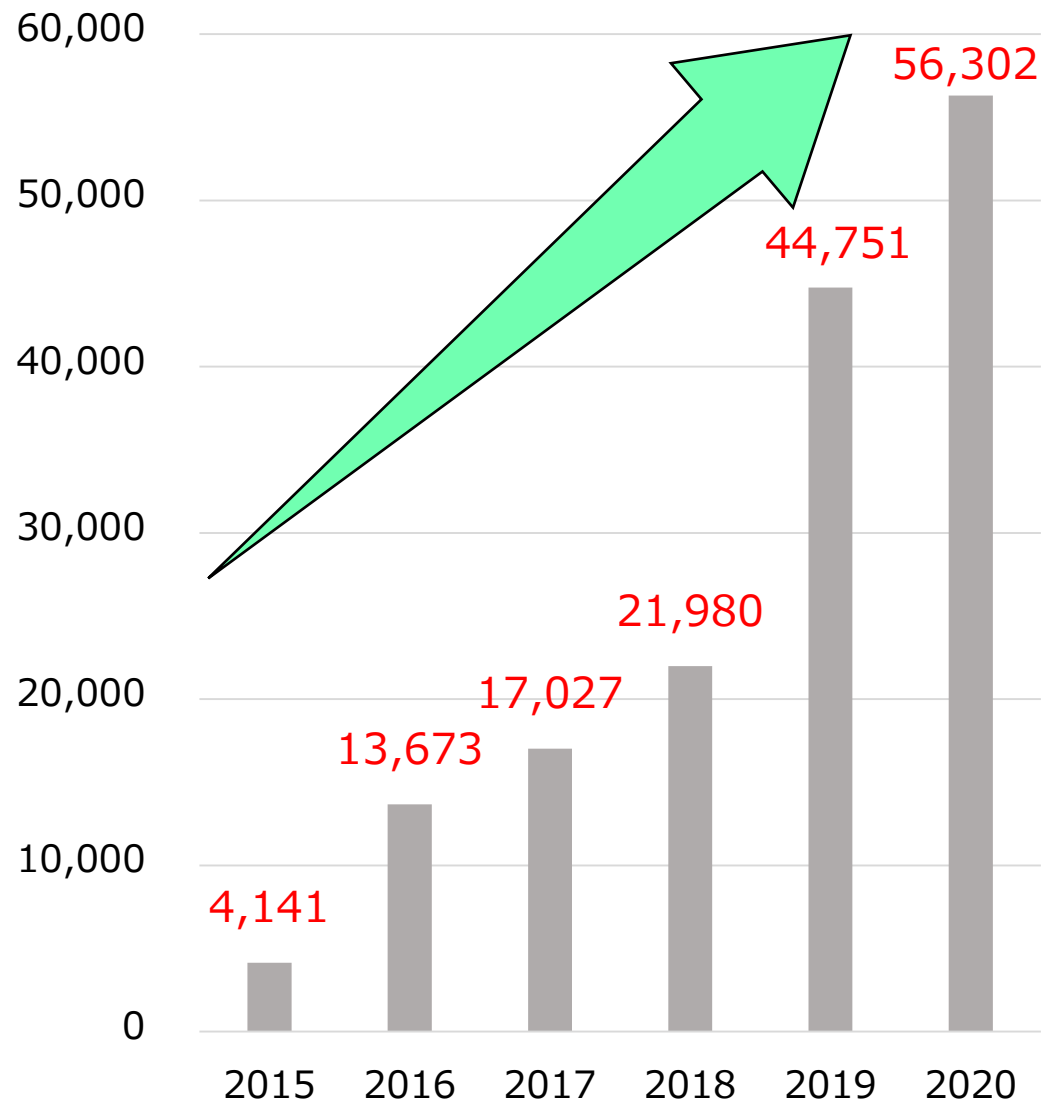
- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に (第7条)
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に (第3条)
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設 (第26条)
- 行政処分の強化等 (第18条から第21条など)

消費者裁判手続特例法の改正内容

被害回復裁判に資するために、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供を可能に (第91条)

- 「定期購入」に関する相談件数は近年急激に増加
- 2020年の定期購入に関する相談件数の9割以上が、インターネット通販によるもの

「定期購入」に関する消費生活相談件数の推移

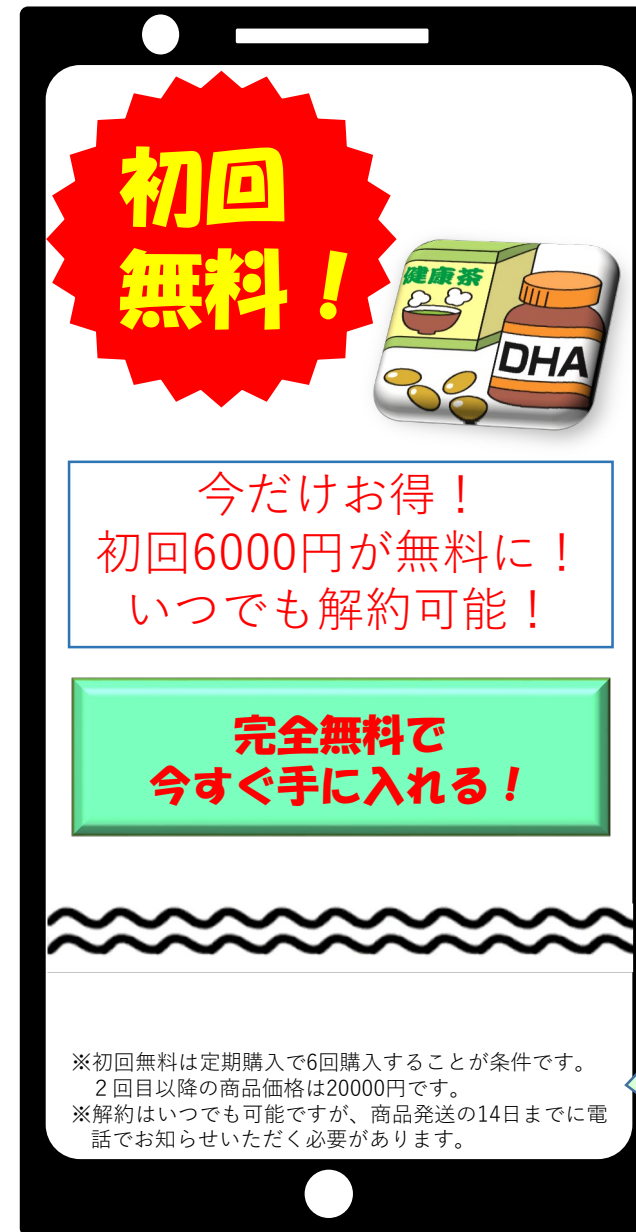


(注1) PIO-NETに登録された消費生活相談件数
(注2) 2020年12月31日までに登録された件数

○詐欺的な定期購入商法として、

- ・「初回無料」「お試し」と書いておきながら、実際には定期購入であることが条件だった
- ・いつでも解約可能と書いておきながら、実際には解約に細かい条件がある

といった手口が多い。



定期購入であることや解約条件が、非常に小さい文字で書いている。

※全く書いていないことも

【トラブルの例】

◆注文した覚えのないマスクが届いた。

荷物が届いたので開封してみると、マスクが50枚入っていたが、頼んだ覚えがない。中国語で書かれた製品合格証が入っていた。送り状には国内の事業者の名称と住所が書いてあるが、電話番号の記載はない。

○いわゆるネガティブ・オプション（※）に関して、以下の場合には販売業者は商品の返還を請求できない（消費者が勝手に処分してもよいこととなる）

- ① 商品送付後14日経過した場合
- ② 商品の送付を受けた者が販売業者に対して商品の引き取りを請求した場合には、その請求の日から7日経過した場合

※ 購入の申込みをしていない者に一方的に商品を送りつけ、相手方から商品の返送又は購入しない旨の通知がない場合は、勝手に購入の意思ありとみなしてその代金を請求する行為。なお、請求書が同封されていない場合であっても、事前に何等の契約もない状態において勝手に商品を送付すれば、通常、ネガティブ・オプションに該当する。

販売を伴う預託取引に関する過去の重大事件

参考

	事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額	一人当たりの平均被害金額
1	豊田商事事件	1982年～ 1985年	金地金	約29,000人	約2,000億円	約690万円
2	八葉物流事件	1999年～ 2001年	健康食品	約40,000人	約500億円	約125万円
3	近未来通信事件	1999年～ 2006年	IP電話 中継局	約2,000人	約400億円	約2,000万円
4	ふるさと牧場 事件	～2007年	和牛	約5,000人	約200億円	約400万円
5	安愚楽牧場事件	1997年～ 2011年	子牛	約73,000人	約4,200億円	約575万円
6	フラワーライフ 事件	2007年～	押し花ブーケ、 フラワーアレン ジメント	約2,300人	約60億円	約26万円
7	ジャパンライフ 事件	～2018年	磁気治療機器	約7,000人	約2,000億円	約2,571万円
8	ケフィア事業 振興会事件	～2018年	干し柿など	約30,000人	約1,000億円	約333万円

出典：消費者委員会「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての調査報告」から抜粋（令和元年8月）